

秩父市農業委員会 令和2年 第11回 定例総会 議事録

- 1 会 期 令和2年11月20日(金) 午後1時35分から
同 日 午後2時25分まで
- 2 議 場 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	1番	条 東 男
会長職務代理者	3番	長谷川 満
会長職務代理者	7番	横 田 友
委 員	2番	上 井 克 彦
委 員	4番	加 藤 勝 市
委 員	5番	笠 原 倍 吉
委 員	6番	彦久保 利 平
委 員	8番	黒 澤 昌 治
委 員	9番	青 野 孝 司
委 員	10番	新 田 恭 一
委 員	11番	長 島 秀 明
委 員	12番	豊 田 恵 男
委 員	13番	設 楽 治 男

4 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

(1件)

- 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
 議案第65号 農用地利用集積計画の決定について (1件)
 議案第66号 農用地利用配分計画の意見について (1件)
 議案第号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断
 について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

第1区域	吉川	稔	松澤	眞一
第2区域	倉林	幸男	大久保	勝
第3区域	田口	俊夫	小久保	健司
第4区域	齊藤	稔	富田	典孝
第5区域	新井	明弘	木村	初枝
第5区域	高田	忠一	新舟	文男
第6区域	千島	初夫	木村	雄一

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上林	晃	主席主幹	小嶋	祥弘
参 与	高野	明生	主 事	岩田	直樹
主席主幹	新井	幸男	主 幹	新地	広幸
主 幹	加藤	和彦			

7 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(条会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第11回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長(条会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（会長） 本日は全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。10番 新田 恭一 委員 及び 11番 長島 秀明 委員以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

上林事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。1の「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」ですが、番号1から番号3につきましては、農地中間管理事業を利用するための合意解約となります。内容を審査しましたところ、いずれも解約することについて、合意が成立した日から30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものと判断し、会長専決により受理いたしました。

なお、内容につきましては、議案第65号並びに議案第66号にて説明いたします。次に、2の農地法第5条の規定による許可申請書の取下願についてですが、令和2年 第9回定例会 議案第52号において許可相当とされた案件で、埼玉県へ進達状態にあり、許可書は発行されていませんでした。

譲受人は、申請地を駐車場の拡張用地として使用することを計画しており、申請後も譲渡人と申請地の現況等を精査していた際に、申請地2筆のうち、1筆について、農業振興地域内であることが判明をしたことから、申請書の取下願の提出に至りました。このことを会長に報告し専決により受理いたしました。

諸報告は以上です。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書2ページの、議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてのうち、2 農地法施行規則第17条第2項による区域の番号1内の担当推進委員 新舟推進委員の苗字が荒川の「荒」となっておりますが、新旧の「新」に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。次に、議案書9ページの、議案第67号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてのうち、番号2を削除してください。

それでは、令和2年 第11回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが1件、議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請についてが1件、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についてが7件、議案第65号 農用地利用集積計画の決定についてが1件、議案第66号 農用地利用配分計画の意見について（案）が1件、議案第67号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが1件 以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（糸会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第62号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (1件)

議長（糸会長） これより議案の審議に入ります。議案第62号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明

をいたします。議案書の1ページ、2ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、下吉田 字 小暮 畑 1筆 406㎡を設定するものです。

案内図の1ページをご覧ください。申出の所在につきましては、釜の上農園村交差点から南約630mに位置しており、平成元年に売買により取得した土地です。申請地は土地所有者の夫が、主に耕作をしてきましたが、最近病気により耕作ができなくなり、また土地所有者も足が不自由であることから、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ、ネギなどが栽培されよく管理された農地になっておりました。本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番（上井委員） 現地を確認しましたところ、事務局の説明のとおりでして、

現地にはネギなどが作付されておりました。以上でございます。

5区（新舟推進委員） 現地調査をしたところ、事務局の説明とおりでした。特に問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第62号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、可決することに決しました。

議案第63号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 番号1について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は品沢 字 内出 畑 1筆 664㎡で、平成20年に相続により取得しています。

案内図の2ページをご覧ください。申請地は大田小学校から東南東に約500m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、申請地は現在、保全管理地となっておりますが、申請者は仕事をしていることもあり、今後、農地として維持していくことが難しいとして、ここに太陽光発電施設を設置し、土地の管理をしていきたいとして申請されました。

資金調達計画も整っており、経済産業省からの発電設備の認定通知、東京電力株式会社からの電力需給契約の申込み通知が添付されています。また隣接農地耕作者からの転用に差し支えない旨の同意書も添付されておりますので、周囲の営農状況に支障はありません。申請地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

8番（黒沢委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。
(「無し」という人あり)

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第63号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
(挙手をする人あり)

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第64号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)

議長（糸会長） 次に、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

高野参与 私からは、番号1について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は、下影森 字 押堀 畑 3筆 622平方メートルで、秩父二中の南西270メートル付近に位置し、平成6年贈与及び平成26、28年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲用地です。

申請事由ですが、申請地は用途区域内にある宅地化が進んでいる地域で、市街にも近く住宅地としての利便性が良いため、譲受人が買い受け4区画の宅地分譲用地として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいとして申請されたものです。事業計画、資金計画等も整っており、また、隣接農地は譲渡し人のみであることから問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理の農地となっております。以上です。

小嶋主席主幹 私からは、番号2～6について説明いたします。

番号2について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。申請地は、大野原字宿東（しゅくひがし）・畑・1筆・109平方メートルで、平成20年及び21年に相続により取得した土地です。案内図4ページをご覧ください。

申請地は、申請地は秩父鉄道大野原駅から東北東に約750m付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、駐車場用地です。譲受人は、申請地から水路を挟んだ土地及び建物を新たに所有し貸住宅等として使用する予定とのことですが、県道に出るには狭く遠回りで不便をきたしているところから、申請地を駐車場として取得し利用者の利便を図りたいと計画していたところ、譲渡人も遠方に居住し耕作もできないことから、売買について合意に至ったため申請されたものです。

事業計画は、申請地に県道面と同じ高さに鉄骨造の駐車場を構築し、県道から5台分の駐車を計画しており、申請地内に階段を設置して、貸住宅との通行を予定しているとのことです。占用及び工事のための道路法24条の承認及び32条の許可の必要がありますが、県道を管理している秩父県土整備事務所管理担当課と協議を行っており、申請を行うことで原則承認及び許可見込みであるとのことでした。また、申請地と貸住宅地の間にある水路については、市道路管理課で管理しており、確認したところ、現在は水路としての機能はなく、通行等の許認可は必要ないとのことでした。

資金調達計画は整っております。また、申請地に隣接する農地はありませんでした。現地を調査したところ、保全管理されている不耕作地となっております。続きまして、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字蓼沼（たでぬま）・畑・1筆・273平方メートルで、平成9年に相続により取得した土地です。案内図5ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立原谷小学校の北西約300メートル付近にあり、立地の基準としましては、水管・下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、500m以内に教育施設・公共施設が存在していることから、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、駐車場用地です

譲受人は、申請地から道路を挟んだ向いに併用住宅で整体院を経営しており、

近年は利用者も増加しましたが、来客用の駐車場もなく、また家族等が集まる場合も車両の置場に苦慮しており、駐車場用地を探していたところ、譲渡人と売買について合意に至ったため申請されたものです。

なお、申請にあたり、譲渡人より平成27年～28年頃に申請地を譲受人ではない方に駐車場として貸与してしまい、その際に一部に砂利を入れるなど形状を変更して現在に至ってしまったとの始末書の添付を受けております。

事業計画は、申請地を舗装し、2台分の自宅用のカーポートの設置、及び3台分の来客用の駐車場の合計5台の駐車を予定しているとのことでした。

資金調達計画は整っております。申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまします。現地を調査したところ、申請地の一部に砂利が敷設されており、他は不耕作地となっております。

続きまして、番号4について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川（しもおがわ）・畑・1筆・311平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図6ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立原谷小学校の北約500メートル付近にあり、立地の基準としましては、水管・下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、500m以内に教育施設・公共施設が存在していることから、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲渡人は市外の賃貸住宅に居住していましたが、手狭になり、将来の親の介護を考え同じ市内に移転し、譲渡人である母の土地を借りて自己用住宅を新築したいとして申請されました。資金調達計画は整っています。また、本申請地の隣接に譲渡人の所有する以外の耕作農地はありませんでした。

現地を確認したところ、申請地は不耕作地となっております。

続きまして、番号5について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字破風屋（はふや）・畑・2筆・330.43平方メートルで、2筆とも昭和51年に売買により取得した土地です。

案内図7ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道黒谷駅の南約360メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅及び道路用地です。申請地について、譲渡人は自己用住宅を建築するため昭和51年3月1日付けで住宅用地として農地転用の5条許可を受け所有しておりましたが、会社の転勤等のため建築することが出来なくなってしまい、雑草が生い茂ることから昭和60年頃から整地状態にして現在に至りました。

この度、申請地に隣接する実家で親と同居している譲受人が、手狭になり不便なため、独立して自己用住宅を建築をしたいと考えていたところ、実家に隣接する申請地について、譲渡人も高齢となり、住宅を建てる必要もなくなっていることから話がまとまり、あらためて5条転用申請されました。

資金調達計画は整っています。また、申請地に隣接する農地はありませんでした。現地を確認したところ、申請地には砂利がまかれ整地されておりました。

続きまして、番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字清水（しみず）・畑・1筆・1072平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図8ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立高篠小学校の東北東約700メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、駐車場用地です譲受人は、市内山田地内に事務所を置き、社会福祉事業等を主な目的としている法人です。

申請地から約100メートルの距離で運営している障害者支援の4施設の駐車場が、共有で職員、施設利用者、来客、社用車等が利用している状況となっており、同じ場所を利用していることから手狭となり、利用者の送迎時等に死角等が発生し危険なこともあるため、新たに駐車場用地を探していたところ、譲渡人と貸借について合意に至り、申請されたものです。

事業計画は申請地を整地し、職員・社用車を中心とした25台の駐車場を新たに設定し、既存の駐車場は来客者用車両10台及び施設利用者の送迎等の場所として使用したいとのことです。

資金調達計画は整っております。申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。現地を調査したところ、不耕作地となっております。

説明は以上です。

上林事務局長 つづきまして、番号7について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字上原（うえはら）畑 233平方メートルで、平成9年10月に相続により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、和銅大橋寺尾交差点付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲受人は譲渡人と同居の家族であり会社勤務をしておりますが、同居生活において、何かと手狭になってきたことから、譲渡人所有の農地を譲り受け、自己用住宅を建設し、転居したいとのことから、このたびの申請に至りました。資金調達計画も整っており、また、隣接農地所有者からの承諾もいただいております。

現地を調査したところ、露地野菜等が作付されており、きれいに管理されておりました。以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

5番（笠原委員） 番号1について申し上げます。申請の案件ですが、宅地分譲用地です。譲受人は3筆の畑、耕作地を譲り受け、宅地造成を行い、位置指定道路を造り4区画の分譲宅地として販売する計画です。現地を確認しますと、近隣周辺は住宅地に囲まれており、周囲に迷惑をかけません、また利害が発生した場合には一切の責任をもって対処するとのことですので、特に問題はないと判断をします。みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。

9番（青野委員） 私からは番号2から番号4の3案件を順次意見を申し上げます。概要につきましては、いずれも事務局から説明のとおりです。番号2ですが、当該用地は県道と住宅に挟まれた小規模農地で、やむを得ないと判断をしました。番号3ですが、当該用地は住宅に密集する地域で、来客作用駐車場を設置する予定であり、やむを得ないと判断をしました。最後に番号4についてですが、実家の用地の一部に自己用住宅を建設する計画ですが、やむを得ないと判断をしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

11番（長島委員） 番号5について意見を申し上げます。概要につきましては事務局の説明のとおりです。本案は改めて申請をされた場所であり、所在地周辺も、当初の申請時よりさらに宅地化が進んでいる地域でもあります。今回許可をすることは妥当であると考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

7番（横田委員） 番号6についてですが、概要は事務局の説明のとおりです。

福祉事業ということで、職員と従業員の駐車場がなく困っていたとのこと。事業所近くに駐車場用地を確保できるとのことで、やむを得ないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

12番（豊田委員） 番号7について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりです。この土地は親の宅地と地続きになっており、親も徐々に高齢化してきていますので、親のそばに家を建てるとということで、今後は他の地域でもこうした案件が出てくると思いますが、やむを得ないことと判断をしました。皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

4番（加藤委員） 番号6について確認しますが、1種、2種のどちらですか。
小嶋主席主幹 第2種農地です。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。
(「無し」という人あり)

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第64号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長（糸会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第65号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長（糸会長） 次に、議案第65号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会 会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、12番 豊田恵男 農業委員におかれましては、議場から退出願います。

上林事務局長 議案第65号 番号1 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。本案は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年11月10日付で、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書の別紙のとおりでございます。申請地は、田村地内にある、田・畑44筆 計49,331平方メートルです。

土地の所在につきましては、案内図10ページをご覧ください。ミューズパーク西側の上井森地区及びその近隣一帯にある集団の農地です。

利用権を設定する期間は令和3年2月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

13番（設楽委員） 概要は事務局の説明のとおりで、先日現地も確認してきました。現地はよく耕作されていました。5町歩の土地で18人という地主が多い中で、2反ほどは高齢化が進んできていることから良い事業だと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

2区（倉林推進委員） 過日現地の確認をさせていただきました。圃場整備内も良く管理されており、きれいに手入れをされておりました。担当職員並びに担当委員からの説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第65号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第66号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長（衆会長） 次に、議案第66号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林事務局長 議案第66号 番号1 農用地利用配分計画について説明をいたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年11月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられている農地は、先の議案第65号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申し出がありました担い手に配分する計画です。

尾田蒔・太田・大野原・小鹿野町地内の農事組合法人、及び農業従事者が従前と同じく田・畑として利用する計画になっています。

配分案につきましては、案内図10ページをご覧ください。

賃借期間につきましては、令和3年2月1日より10年間で、賃料は1年、10アール当たり、田が3000円、畑が2000円です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（設楽委員） 議案65号と同様に、この配分計画はよくできていると思いますので、この事業を進めていただければと思います。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

2区（倉林推進委員） 議案65号と同様に、特に問題はないと思いますので、配分計画とお事業が振興するよう願っております。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

3番（長谷川委員） 事務局の説明で10アールあたり3000円でしたが、2000円もあります。その違いはなんですか？。

上林事務局長 田については3000円で畑については2000円の取り決めがございます。

議長（衆会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。それでは12番の豊田 恵男 委員には議場に入るようお願いいたします。

議案第67号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について （1件）

議長（衆会長） 次に、議案第67号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 議案第67号、番号1について説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。本案は、久那 字 久那小枝 畑 1筆 113平方メートルの土地が、農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申出があったもので、現地を確認したところ、市道久那46号線の北側に接する斜面となっている農地で、既に山林化しており、現況及び地形からして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたことから議案として上程いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

5番（笠原委員） 農地に該当するか否かということで、現地を確認してきましたが、道路から駆け上がることができないような急斜面であり、すでに山林化しており、農地に復元することは不可能な状態であると判断をしてきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

13番（設楽委員） 隣地が山林であることから、産廃等を投機される心配はあ

りませんか。

高野参与 現地は、市道を保護するブロック積みの上部に続く斜面の部分で、平場がないことから、産廃を投棄されるような要因は無いと判断しています。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第67号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断をすることに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第11回定例総会を閉会いたします。